

2025年 8 月22日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 岡本 光太郎
(コード番号 4668 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 坂元 考行
(TEL 03-5860-2111 代表)

**公益財団法人明光教育研究所に対する支援を目的とした
第三者割当による自己株式の処分
並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、2025年 8 月22日開催の取締役会において、公益財団法人明光教育研究所（以下「明光教育研究所」といいます。）の活動を継続的かつ安定的に支援する目的で、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、これにより、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本自己株式処分につきましては、2025年11月下旬開催予定の第41回定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

記

I. 第三者割当による自己株式の処分

1. 明光教育研究所について

(1) 明光教育研究所の設立経緯・目的

明光教育研究所は、2014 年 5 月 8 日、子どもたちの未来への貢献、自立心に富んだ人材育成を目的として、一般財団法人として設立されました。その後、明光教育研究所は、2015 年 4 月 1 日付けで、内閣総理大臣の認定を受け、公益財団法人に移行しております。

明光教育研究所では、奨学金事業として、経済的理由で学習機会に恵まれない児童、生徒、学生への教育費援助を行っているほか、自立学習教育システムや教材の研究・開発、及び、教育・研修プログラムの策定と資格制度の創設といった活動を行っております。

(2) 明光教育研究所の概要

① 名称	公益財団法人明光教育研究所
② 所在地	東京都新宿区西新宿七丁目 20 番 1 号 住友不動産西新宿ビル 29 階
③ 代表理事	渡邊 弘毅
④ 活動内容	(1) ひとり親家庭、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親家庭、保護者が病気やケガ等で日常生活に支障が生じている家庭の児童、生徒及び学生等に対する教育費の援助 (2) 教育費の援助を受ける児童、生徒及び学生等への指導・助言 (3) 自立学習教育システム、教材の調査研究及び開発 (4) 自立学習の教育・研修プログラム修了者に対しての資格付与 (5) その他明光教育研究所の目的を達成するために必要な事業

⑤ 基本財産	1,560,000,000 円（2025 年 3 月 31 日現在）
⑥ 活動原資	当社株式の配当を活動原資としております。
⑦ 設立年月	2014 年 5 月 8 日
⑧ 事業年度	毎年 3 月 31 日
⑨ 従業員数	1 名
⑩ 当社との関係	
資 本 関 係	明光教育研究所は、当社株式 2,000,000 株（総議決権数に対する議決権保有割合 7.89%）を保有しております。当社の最高顧問である渡邊弘毅は、当社株式 2,035,500 株（総議決権数に対する議決権保有割合 8.03%）を保有しております。また、当社の最高顧問である渡邊弘毅及び当社の相談役である奥井世志子が明光教育研究所の出捐者です。
人 的 関 係	当社の最高顧問である渡邊弘毅及び相談役である奥井世志子が、それぞれ、明光教育研究所の代表理事及び副代表理事を兼務しております。また、当社取締役 2 名（山下一仁及び坂元考行）が、それぞれ、明光教育研究所の評議員及び事務局員を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 自己株式の処分について

（1）処分要領

① 処分期日	2025 年 12 月（予定）
② 処分株式数	普通株式 1,000,000 株（総議決権数に対する議決権保有割合 3.95%）
③ 処分価額	1 株につき 1 円
④ 調達資金の額	1,000,000 円
⑤ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑥ 処分予定先	公益財団法人明光教育研究所
⑦ その他	本自己株式処分については、2025 年 11 月下旬開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

（2）処分の目的及び理由

当社は、「教育・文化事業への貢献を通じて人づくりを目指す」ことを経営理念としつつ、「個別指導による自立学習を通じて、創造力豊かで自立心に富んだ 21 世紀社会の人材を育成

する」ことを教育理念として掲げて、事業活動を推進してまいりました。この創業の理念を創業の精神として引き継ぎながらも、未来社会に向けた当社の存在意義、在り方である“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を策定し、“Vision”「人の可能性をひらく企業グループとなり輝く未来を実現する」ことを目指しております。

このように、当社は、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として、教育格差、不登校、発達障害、少子高齢化、働き手の減少などの社会課題の解決に積極的に取り組んでいます。そして、時代のニーズを見据えた最適な学びの機会を継続的に提供する「学びのインフラ（基盤）」の構築にコミットし、社会環境の急速な変化に立ち向かえる「人の可能性をひらく事業」の創造に取り組んでいます。

今回、当社は、以上のような社会課題の解決に取り組み、当社の“Purpose” “Vision”を更に実現するべく、明光教育研究所の社会貢献活動を支援するため、明光教育研究所に対して、第三者割当により自己株式を処分することといたしました。現在、わが国においては、経済的理由で学習機会を得られない児童、生徒及び学生が増加しています。明光教育研究所では、これまで、当社株式の配当金を原資として奨学金事業を行っておりますが、現在の活動原資の規模では支援対象者数に限界があり、経済的理由で学習の機会を得られない児童等の数の増加に十分に対応できておりません。具体的には、明光教育研究所の給付奨学金には、給付型の奨学金として厳格な応募基準を設けている中で、毎年、500名から1000名程度の応募がありますが、明光教育研究所は、安定的かつ継続的に奨学金事業を行うため、経常収益の範囲内で奨学金を給付する必要があるため、結果として、毎年、奨学生として採用される児童、生徒及び学生は多くても100名前後に留まっています。このように、明光教育研究所の奨学金事業では、応募に対して限られた人数の奨学生しか採用することができていないことから、明光教育研究所の奨学金事業に係る活動の原資を拡大し、支援対象となる児童等の拡大が急務となっております。

今般、明光教育研究所に対して第三者割当により自己株式を処分することで、明光教育研究所は支援対象となる児童等を拡大することができ、日本国内において、学習機会を得られる児童、生徒及び学生が増加することが見込まれます。学習機会を得られる児童、生徒及び学生が増加することで、当社の主要事業である個別指導に係るニーズを創出することに繋がるものと考えております。また、明光教育研究所の社会貢献活動を通じて、当社の“Purpose”である「『やればできる』の記憶をつくる」の実現、ひいては、“Vision”「人の可能性をひらく企業グループとなり輝く未来を実現する」を実現することに繋がります。このような当社の“Purpose” “Vision”を実現することは、個別指導を中心とする教育事業を行っている当社のブランド力に大きく寄与するものであり、少子高齢化社会において教育事業に係る競争が激化する中であって、当社が教育事業において提供しているサービスを更に選ばれるものとするに繋がるものと考えております。以上のとおり、明光教育研究所に対して第三者割当により自己株式を処分することで、社会貢献活動という枠を超えて、当社の教育事業を中長期的に拡大することに資するものであって、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に大きく資するものと考えております。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	1,000,000 円
イ 発行諸費用の概算額	0 円
ウ 差引手取概算額	1,000,000 円

② 調達する資金の使途

上記差引手取概算額については、本自己株式処分のスキームの構築の検討及び実施に必要なとなる諸費用への充当を予定しております。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は、本自己株式処分のスキームの構築の検討及び実施に必要なとなる諸費用への充当を予定しております。諸費用は、本自己株式処分を実行するにあたって必須のものであり、上記「2.(2) 処分の目的及び理由」に記載のとおり、本自己株式処分が、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に大きく資するものであること等に鑑みると、当該資金使途には合理性があるものと考えております。

(5) 処分条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

明光教育研究所は、奨学金事業として、ひとり親家庭、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親家庭、保護者が病気やケガ等で日常生活に支障が生じている家庭の児童、生徒及び学生等に対する教育費の援助を行っております。

上記「2.(2) 処分の目的及び理由」に記載のとおり、明光教育研究所の以上のような奨学金事業を支援し、当社の“Purpose” “Vision”を実現することで、当社の主要事業である個別指導に係るニーズを創出することに繋がるほか、個別指導を中心とする教育事業を行っている当社のブランド力に大きく寄与することに繋がり、社会貢献活動という枠を超えて、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に大きく資するものと考えております。本自己株式処分により調達する資金についても、上記「2.(4) 資金使途の合理性に関する考え方」のとおり、本自己株式処分のスキームの構築の検討及び実施に必要なとなる諸費用への充当を予定しております。以上のとおり、本自己株式処分が、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に大きく資するものであって、資金使途にも合理性があることに加えて、明光教育研究所が有する現預金の額に照らせば、明光教育研究所が安定的かつ継続的に活動するため、明光教育研究所による出捐を可能な限り抑える必要があることを踏まえると、1株1円という処分価格は合理的なものと考えております。

なお、本自己株式処分は、明光教育研究所に対する有利発行に該当するため、2025年11月下旬開催予定の当社第41回定時株主総会において、有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

② 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「2.(2)処分の目的及び理由」に記載のとおり、明光教育研究所の給付奨学金には、給付型の奨学金として厳格な応募基準を設けている中で、毎年、500名から1000名程度の応募がありますが、明光教育研究所は、安定的かつ継続的に奨学金事業を行うため、経常収益の範囲内で奨学金を給付する必要があるとあり、結果として、毎年、奨学生として採用される児童、生徒及び学生は多くても100名前後に留まっています。本自己株式処分を行うことにより、明光教育研究所は、当社株式の配当を受領することにより、経常収益を年間で2500万円程度改善することができると見込まれ、結果として、奨学生として採用できる児童、生徒及び学生の数も、年間で120～150名程度に増加させ、あるいは、奨学生一人当たりの奨学金額を増額することができると見込まれます。このように、明光教育研究所の奨学金事業を拡大しつつ、継続的かつ安定的に実施していくにあたり、当該事業の原資となる自己株式の処分数量として、本自己株式処分の処分株式数は合理的な規模であると考えております。

また、本自己株式処分におけるその希薄化の規模は、2025年2月28日現在の発行済株式総数27,803,600株に対して3.60%（2025年2月28日現在の総議決権数253,370個に対する割合3.95%、ともに小数点以下第三位を四捨五入）であり、株式市場への影響は軽微であると考えております。

(6) 処分予定先の選定理由等

① 処分予定先の概要

上記「1.(2) 明光教育研究所の概要」の記載内容をご参照ください。

※ 当社は、処分予定先及び当該処分予定先の役員について、当該役員から提出された履歴書及び当該役員に対する面接結果を確認し、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。当社は、割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

② 処分予定先を選定した理由

当社は、明光教育研究所の奨学金事業を支援することを目的としており、上記「2.(2) 処分の目的及び理由」及び「2.(5)①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、このような支援を通じて、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に大きく資するものと考え、明光教育研究所を処分先とすることが妥当であると判断し選定いたしました。

③ 処分予定先の保有方針

明光教育研究所は、その設立目的に照らして、長期的かつ安定的な活動の持続が求められます。本自己株式処分は、明光教育研究所の奨学金事業に係る原資の一部の確保のために実施するものであり、当社株式を長期保有する方針であります。

なお、東京証券取引所の定めに基づき、処分期日より2年以内に、明光教育研究所が本

自己株式処分により処分される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名・名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、明光教育研究所から確約書を取得する予定であります。

また、明光教育研究所が当社に対して行使する議決権の行使については、明光教育研究所の活動原資となる安定配当を確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視して、評議員及び理事の意見を集約して行使することを前提としておりますので、恣意的な議決権行使は避けられるものと判断しております。

④ 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

明光教育研究所の直近の事業報告書及び直近（2025 年 8 月 20 日）の預金通帳の写しを確認し、支払総額以上の現金を保有していることを確認しております。

(7) 処分後の大株主及び議決権比率

処分前（2025 年 2 月 28 日現在）		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.87%	公益財団法人明光教育研究所	11.39%
渡邊弘毅	8.03%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.53%
公益財団法人明光教育研究所	7.89%	渡邊弘毅	7.73%
SMBC 日興証券株式会社	3.45%	SMBC 日興証券株式会社	3.32%
奥井世志子	3.13%	奥井世志子	3.01%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2.49%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.98%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.90%
株式会社早稲田アカデミー	1.37%	株式会社早稲田アカデミー	1.32%
奥井慧	1.18%	奥井慧	1.14%
株式会社ウィザス	0.91%	株式会社ウィザス	0.88%

- (注) 1. 総議決権数に対する議決権保有割合（%）を記載しております。
2. 総議決権数に対する議決権保有割合は、小数点第三位以下を四捨五入して記載しております。
3. 処分後の大株主及び議決権比率については、2025 年 2 月 28 日現在の株主名簿を基準に本自己株式処分による増減議決権数のみを考慮したものです。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本自己株式処分につきましては、2025 年 10 月下旬に株主総会議案の上程に関する取締役会決議を経て、2025 年 11 月下旬開催予定の第 41 回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。

(9) 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(10) 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

① 最近 3 年間の業績（連結）

	2022 年 8 月期	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期
売 上 高	19,674 百万円	20,871 百万円	22,579 百万円
営 業 利 益	1,168 百万円	1,064 百万円	1,010 百万円
経 常 利 益	1,289 百万円	1,243 百万円	1,163 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	974 百万円	809 百万円	489 百万円
1 株当たり当期純利益	38.86 円	32.17 円	19.41 円
1 株当たり配当金	22.00 円	24.00 円	34.00 円
1 株当たり純資産	422.84 円	444.51 円	431.75 円

② 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	27,803,600 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

③ 最近の株価の状況

ア 最近 3 年間の状況

	2022 年 8 月 期	2023 年 8 月 期	2024 年 8 月 期
始 値	576 円	604 円	649 円
高 値	665 円	688 円	791 円
安 値	527 円	577 円	620 円
終 値	608 円	648 円	692 円

イ 最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	735 円	742 円	774 円	732 円	735 円	744 円
高 値	750 円	793 円	782 円	741 円	751 円	764 円
安 値	727 円	732 円	669 円	710 円	719 円	735 円
終 値	740 円	770 円	732 円	738 円	744 円	746 円

ウ 処分決議日前営業日における株価

	2025 年 8 月 21 日
始 値	776 円
高 値	791 円
安 値	774 円
終 値	783 円

④ 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）

1. 異動が生じる経緯

本自己株式処分により、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みです。

2. 異動する株主の概要

上記「I. 第三者割当による自己株式の処分」の「1. 明光教育研究所について」の「(2) 明光教育研究所の概要」に記載のとおりです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異 動 前	20,000 個	7.89%	第 3 位

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
(2025 年 2 月 28 日現在)	(2, 000, 000 株)		
異 動 後	30, 000 個 (3, 000, 000 株)	11. 39%	第 1 位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 2, 466, 600 株

2025 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 27, 803, 600 株

4. 異動予定年月日

2025 年 12 月 (予定)

5. 今後の見通し

上記「Ⅰ. 第三者割当による自己株式の処分」の「2. 自己株式の処分について」の「(8) 今後の見通し」に記載のとおりです。

以 上